

大田区雨水浸透施設設置助成のご案内

雨水浸透施設とは？

雨水浸透施設とは、浸透ますと浸透トレンチ管（穴あきの管）を地中に埋め、雨どいで集められた雨水を地下に浸み込ませるものです。

河川への雨水流入を軽減したり、地下水や環境への保全に役立ちます。

【助成内容】

浸透ますや浸透トレンチ管を設置する場合

【助成額】

- ・ **標準工事費**により算出した額とそれに係る消費税相当額の合計額
- ・ 設置工事に要した**実際の費用**を比較して**少額なもの**
助成限度額 1件につき40万円まで

※以下に設置する場合は助成対象外です。

- ・ 埋立て地等の浸透施設の設置が適さない場所
- ・ 大田区開発指導要綱の適用を受ける建築物

©大田区



★★ 申請の流れ ★★

① 書類の提出

雨水浸透施設設置助成金交付申請書 + 雨水浸透施設配置図 + 雨水流出抑制計算書
次の書類のいずれか1つ

- ・ 住民税納税証明書
- ・ 住民税非課税証明書の写し
- ・ 身分証明書の写し（申請書の同意欄に同意する旨の署名・捺印をした場合）
- ・ 法人住民税納税証明書の写し

○ 雨水浸透施設設置助成金交付決定通知書の交付

★ 雨水浸透施設の設置工事

② 書類の提出

完了届 + 雨水浸透施設完了配置図 + 工事精算調書 + 工事写真帳

○ 現場検査・書類審査

○ 雨水浸透施設設置助成金交付額確定通知書の交付

③ 書類の提出

雨水浸透施設設置助成金請求書 + 支払金口座振替依頼書

○ 助成金のお振込み



事業の詳細や必要書類は、
二次元コードから確認できます。

大田区まちづくり推進部建築調整課 地域道路整備担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 本庁舎7階

電話 5744-1308 FAX 5744-1558